

【地震災害応急・復旧・復興対策】

付編 1 東海地震関連情報に伴う対応

第 1 章 計画の目的等

第 1 節 目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策を実施する必要がある場合、内閣総理大臣は地震予知情報を受け警戒宣言を発するとともに、居住者等に対して警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとることになっている。

この計画は、警戒宣言が発せられた場合における適切な対応措置等について定め、震災の予防と社会的混乱の防止を図ることを目的とする。

第2節 予想震度

本市だけでなく府域は東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、府域で震度4、局地的に震度5弱程度の震度が予想されていることから、被害が発生するおそれがある。

第3節 基本方針

警戒宣言が発せられたことを受けての対策は、警戒態勢を整備すること及び市民に社会的混乱をきたさないよう努めることに重点を置く。

- 1 本市は東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、日常生活及び市政・都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が発せられている間の対処について、関係機関、市民及び事業者に迅速かつ的確に周知徹底を図る。
- 3 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ、社会的混乱の防止に努め、市民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- 4 原則として、警戒宣言が発せられた時点から地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 5 東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。
- 6 発生震度に即した応急活動組織の構成及び活動内容は、「第1編 地震災害応急対策」に基づく。
- 7 東海地震が発生した場合に、激甚な被害が予想される東海地方等の被災地に対して、応援活動を積極的に行う。

第 2 章 応急対策活動

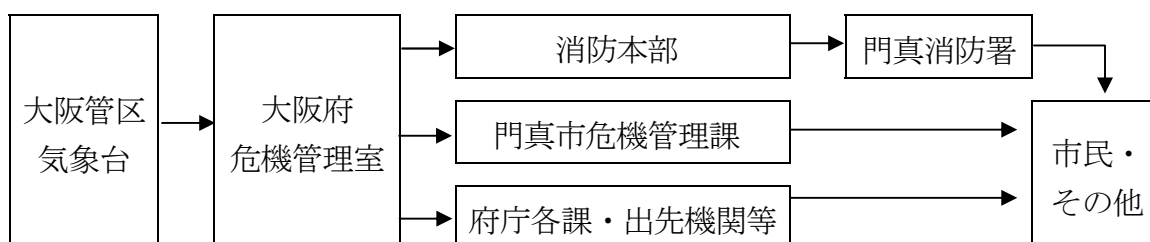
第 1 節 東海地震注意情報発表時の対応

項目	実施担当機関
第 1 東海地震注意情報の伝達	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区气象台
第 2 警戒態勢の準備	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区气象台

市においては、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、社会的混乱の防止と被害を最小限に止めるために、速やかに対処する。

第 1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第 2 警戒態勢の準備

- 1 市は、東海地震注意情報発表の段階では、防災・危機管理対策司令部を設置して警戒宣言が発せられた場合に備える。また、職員は勤務時間外においても警戒宣言が発せられることに備え、速やかに対応できるよう準備しておく。
- 2 地震発生時に大きな被害が予想される東海地方等への応援の準備を検討する。
- 3 府からの伝達のほか、テレビ、ラジオ等報道機関による情報の入手にも努め、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

- 4 消防組合においては、警戒体制を整え、消防本部地震警戒警防本部を設置する。
- 5 国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。
 - (1) 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
 - (2) 政府が行う準備行動の具体的な内容について
 - (3) 万一に備え、地震防災対策強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
 - (4) 市民に対する沈着冷静な対応の要請について
 - (5) 今後、警戒宣言発令時に予想される交通規制等の内容について

第2節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

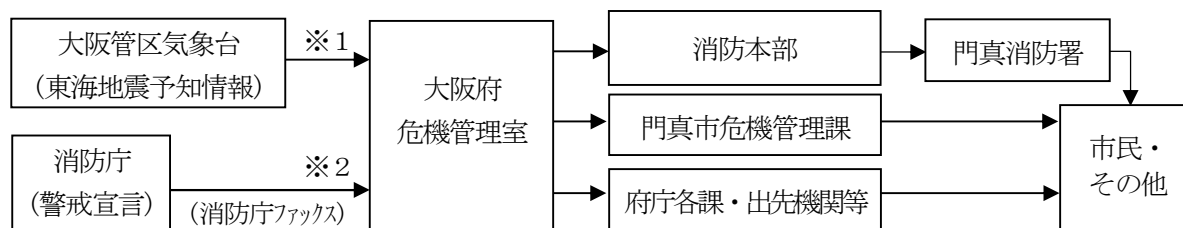
項目	実施担当機関
第1 東海地震予知情報等の伝達	各部局、消防組合、大阪府、大阪管区气象台、淀川左岸水防事務組合、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社
第2 警戒態勢の確立	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区气象台、淀川左岸水防事務組合、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社

東海地震予知情報が発表された場合や、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生した場合の被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報が発表された場合や、警戒宣言が発せられた場合は、迅速に関係機関、市民・事業者に伝達する。

1 伝達系統



※1：東海地震予知情報が発表された場合 ※2：警戒宣言が発せられた場合

2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
 - ① 東海地震予知情報
 - ② その他必要と認める事項
- (2) 警戒宣言
 - ① 警戒宣言
 - ② 警戒解除宣言
 - ③ その他必要と認める事項

第 2 警戒態勢の確立

1 動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合、災害警戒本部を設置し、地震が発生するまで、又は警戒宣言が解除されるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

2 活動内容

(1) 配備の確認

- ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- イ 関係機関等との情報連絡を緊密にし、必要に応じて協力要請する。

(2) 出動の準備

- ア 職員は、地震災害発生に備えて迅速に出動できる準備を整える。
- イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量、保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

(3) 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

(4) 各部局の措置

各部局は、地震発生に備えて次の措置を講じる。

- ア 出張事務等のできる限りの抑制
- イ 各所管施設の火気使用の制限、危険物品等の整理、市の所有する車両の使用の抑制
- ウ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検
- エ 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検
- オ 地震被害発生時に備え、職員の参集、応急対策実施に対する体制の整備
- カ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給及び教育施設の対応等）
- キ 避難行動要支援者の状況把握

3 消防・水防

市、消防組合、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

(1) 東海地震予知情報等の収集と伝達

(2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

- (3) 消防水利、消防・水防用資器材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

4 交通の確保・混乱防止

門真警察署及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

5 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への確かな情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。

6 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

7 危険箇所対策

市及び府は、地震時において災害発生が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

8 社会秩序の維持

(1) 警備活動

門真警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講じる。

9 多数の者を受け入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル及び地下街（地階）等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

第3節 市民・事業者等に対する広報

項目	実施担当機関
第1 広報の内容	本部事務局、広報班
第2 広報の方法	本部事務局、広報班

警戒宣言が発せられた場合、市民、事業者及び旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や市の指示に従うよう協力を要請する。

第1 広報の内容

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- 1 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- 2 身の安全確保の方法
- 3 出火防止、初期消火措置
- 4 避難時の注意
- 5 家庭や事業所における危険の防止
 - (1) 家具や事務用品等の転落防止対策
 - (2) ブロック塀や屋根瓦等の補強
- 6 社会的混乱防止の注意
 - (1) 自動車使用の自粛
 - (2) 市や門真消防署等への問合せや照会電話の自粛
 - (3) 不要な買いだめの自粛
 - (4) デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- 7 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
 - (1) 地域ぐるみで応急救護の体制づくり（自主防災組織の防災体制の準備）
 - (2) 地区内での避難行動要支援者に対する対処

- 8 非常用持出し品の用意
- 9 防災関係機関が行う防災活動への協力 等

第2 広報の方法

- 1 市の所有する車両、消防団車両等による巡回広報
- 2 民間電光掲示板等を活用した広報
- 3 自治会、自主防災組織等への協力要請
- 4 自治会掲示板への広報資料の掲示
- 5 防災行政無線を活用した広報
- 6 広報にあたっては、要配慮者に考慮